

## 「証券市場の改革促進プログラム」についての

### パブリック・コメントに寄せられた主な意見の概要

#### 1. 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

##### (証券会社を通じた市場参加の促進)

###### 販売代理店制度

- ・ 責任の所在を明確化する制度や苦情・トラブルに対応する制度が必要ではないか。
- ・ 取扱商品については、当面は投信・変額個人年金に限定してはどうか。
- ・ 責任の所在を明確化するため、証券代理店については一社専属が適切ではないか。
- ・ 証券代理店について、FPが投資家サイドに立った営業を行うため、複数の証券会社の代理店になることができるようにすべき。

###### 証券会社における資産管理型営業への移行

- ・ 証券会社の資産管理型営業を促進することは望ましいが、行政がビジネスのあり方について方向付けることは困難ではないか。

###### 取引一任勘定取引の範囲の見直し

- ・ 取引一任勘定取引にかかる規制を緩和する場合には、投資家保護にもとる行為が横行することのないよう、証券会社内の管理体制並びに行政上の監視体制の整備が必要ではないか。

##### (少額で堅実な証券投資の促進)

- ・ 投資単位の引下げを促進するためには株券不発行制度の導入や印紙税の軽減等、上場会社のコスト負担を軽くする措置を同時に進めるべき。

(銀行と証券会社の共同店舗)

- ・ 共同店舗における誤認防止措置について、顧客の利便性の低下及び店舗のレイアウトに伴う大幅なコスト負担を招くような過重な規制にならないよう留意すべき。

(銀行等による有価証券売買の取次ぎ)

- ・ 中長期的には、書面による取次ぎに限らず、銀行による証券業務への本格的な参入も可能とすべきではないか。

(特色ある投資信託・投資顧問業者の市場参加の促進)

- ・ 投資顧問業者の最低資本金は、少なくとも3千万円以下程度まで引き下げることにより、ブティック的な業者の参入が容易となり、既存の助言専業業者による一任認可取得が促進されるのではないか。
- ・ 参入する業者の主要株主に係るルールを銀行・保険並みとすることに加え、悪質業者の参入を防ぐため、より厳格な法的手当て及び行政上の監視体制が必要ではないか。
- ・ ファイナンシャル・プランナーなどの個人事業主が、個人投資家の投資アドバイスや投資一任業務を主たる業務とする投資顧問会社を容易に設立できるよう、設立条件を緩和すべき。

(分かりやすい投資信託の実現)

- ・ 目論見書について、内容を一層分かりやすくするとともに、同じ住所に同じ目論見書を送らないことや、目論見書を不要とする投資家に対しては交付を不要とする(目論見書を証券会社の支店等に備置し、閲覧可能とする)等の措置を検討すべき。
- ・ 投資信託の目論見書において、運用体制、運用方針、運用方法などの詳細な情報の開示を義務付けるべきであり、必要があればガイドラインを作成すべき。
- ・ 投資信託について、運用実績を客観的に比較できる情報の提供や販売手数料を含む顧客財産から支弁される手数料の正確かつ詳細なディスクロージャーが必要ではないか。

(投資知識の普及・情報の提供)

- ・ 金融広報中央委員会や業界団体等では、普及・情報提供活動を消費者の目線に合った内容に近づける工夫をすることが重要である。また、こうした活動を広めるためには、NPO等の参加拡大、FPの積極活用が効果的ではないか。

(証券税制)

- ・ 平成15年にスタートする新証券税制は、複雑で理解しがたい。証券税制は、シンプルで分かりやすく、納税者(投資家)の納得が得られるものでなければならない。
- ・ 金融庁、証券界、投資家が一体となって、証券税制の改善に取り組むべき。

**2. 投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～**

(信用取引への価格ルールの導入)

- ・ 信用取引は、価格変動リスクをヘッジする手段としての機能を有するなど、投資家にとって重要な投資手法であることから、価格ルールの導入に当たっては過度に選択肢を狭めることがないようにすべき。

(ディスクロージャーの充実・合理化)

- ・ 投資家の利益(明確で簡潔な投資リスク情報の投資家への提供)を念頭に置いた情報開示についての新しいガイドラインを策定すべき。
- ・ 有価証券届出書の効力発生期間を現行の15日から出来る限り短縮するとともに、訂正届出書の効力を即日発生とできないのか。

(コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化)

- ・ 企業価値、株式価値の増大を図り、証券投資を魅力あるものとするためには、投資家の議決権行使に対する積極的な取り組みを推進する必要がある。このため上場企業等に対し、議決権行使に関する環境整備を促すことを急務と考える。
- ・ 企業の決算内容が明らかになる株式総会開催日の1ヶ月前の段階で、企業側にインターネット上に決算内容とともに総会議案の内容掲載を義務付けることを取引所等に要請してはどうか。

### 3．効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

#### （私募債市場等の整備）

- ・ 適格機関投資家の範囲の拡大に当たり、資産管理型営業の対象となるような一定額以上の資産・収入を有する個人・法人について、機関投資家に準じた取扱いを認めるべき。
- ・ 現行の私募の基準（少人数私募、プロ私募）の見直しにより、私募の人数要件を緩和すべき。

#### （住宅ローン証券化市場の育成）

- ・ 住宅ローン債権の証券化商品の円滑な流通に向けて、商品性（例えばローン債権年限）の多様化について配慮すべき。

#### （資産流動化スキームの利便性の向上）

- ・ 特定目的会社による資金調達が、数次にわたって行えるよう法令等の規定の緩和をすべきではないか。